

**Q 1 公益信託 北海道開発国際交流基金の助成となる事業は、具体的にどのような事業ですか？**

A 1 募集要領及び過去の助成例は、当社のホームページをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

(→「国際協力・国際交流促進」をクリック)

本公益信託の目的は、「『北海道開発事業に係る』先進地域調査、経済協力・開発協力、学術調査・研究、研修等の派遣事業や研究者・研修生の受け入れ事業等の国際交流、海外経済協力等の取り組みへ助成し、もって国際化時代における北海道開発事業に携わる人材の育成及び北海道開発の推進に貢献すること」です。

これは、北海道総合開発計画の推進に資する取組のうち、国際的な取組を助成対象とするものです。

なお、「北海道開発事業に係る」という目的については、北海道開発局開発監理部開発計画課国際室において相談に応じていただけることになっています。

相談される場合は、団体・代表者/氏名、連絡先電話番号及び相談内容を以下メールアドレスまでお知らせください。

hkd-ky-kokusai@ki.mlit.go.jp (@を半角に修正してご利用ください。)

**Q 2 公益法人は対象になるのでしょうか？**

A 2 「北海道を主たる活動の場とする非営利の法人等」には公益法人も含まれます。ただし、公益法人が自ら実施すべき事業に助成はできません。

**Q 3 以前、ある事業で本公益信託の助成を受けたことがあります。再び同様の事業に対して助成されることはあり得ますか？**

A 3 公平性・客観性などの観点から、過年度における採択実績は、評価時の判断材料の一つとなりますが、継続して実施することで本公益信託の目的を達することが見込まれる事業については、継続して助成することはあり得ます。その際は同一事業に対し、連続しているかどうかに関わらず、3回の助成を限度とします。

**Q 4 他基金等からの助成を受けている事業は助成対象となりますか。**

A 4 他基金等から助成を受けていても、本公益信託への申請は可能です。

ただし、本公益信託の助成額は、他基金等からの助成との重複を避けるため、助成対象経費から他基金助成対象分を除外した上で、本公益信託の助成対象経費から1/2の助成額を算出することになります。

(例：コンベンション事業の申請において、他基金が会場借上費を助成している場合、会場借上費は本公益信託の助成対象外となりますが、他基金の助成対象となっていない本公益信託での対象経費は、本公益信託の1/2助成を受けられます。)

Q 5 本公益信託の年間の助成総額について教えてください。また、採択案件が助成総額に達しなかった場合には、追加募集が行われるのでしょうか。

A 5 本公益信託の助成総額は 340 万円以内です。追加募集は、その時々状況に応じて行う場合があります。その場合には当初募集と同様に三井住友信託銀行のホームページで公募させていただきます。

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

#### 【派遣事業】

Q 6 学生の国際交流を主目的とした短期留学派遣事業は、助成対象となりますか？

A 6 派遣事業のうち個人の留学を伴う事業は、学費を支援する助成ではないことから、助成対象外となります。

#### 【コンベンション事業】

Q 7 助成対象となる国際的なコンベンションとは、どのようなコンベンションを指すのでしょうか？また、コンベンション事業のために外国から講師を招聘する際、旅費及び謝金は助成対象となるのでしょうか？

A 7 国際的なコンベンション事業とは基本的に次の 3 点をすべて満たすものを想定しています。①参加者総数が 50 名以上、②参加国は日本を含む 2 カ国以上、③開催期間が 1 日以上。以上 3 点を満たしていなくても、有意義なコンベンション事業に対しては、申請を受け付けますが、コンベンションの規模等は優先順位を下げる要素となり得ます。

助成される経費は、コンベンション開催にあたり必要とされる翻訳・通訳費、通信費、会議費、会場借上費、報告書作成費等が対象となり、外国から講師等を招聘するための旅費及び謝金は助成の対象外となります。